

[事案 2020-224] 新契約無効請求

・令和 3 年 8 月 16 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-277] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

不必要な保険を勧められ契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったものの。

<申立人の主張>

平成 26 年 8 月に契約した変額保険について、保険料のすべてが運用に回っていると誤信して契約したが、実際には保険料の一部が保障に関するコストとして引かれており、契約時にそのような説明がなく、不必要な保険であったことから、契約を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、3 回にわたり申立人と面談を行い、募集時の落ち度は見当たらない。
- (2) 募集人は、本契約の内容について、設計書およびパンフレットを用いて説明した。
- (3) 募集人は、申立人の家族構成、収入概算、金融資産、投資の経験を聞いたうえで、本契約を提案した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が保険料のすべてが運用に回るものと誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。